

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）説明会

開始時刻までお待ちください。

【注意事項】

- ・ 説明会の間は必ず**マイク・カメラともに《オフ》**にしてください。
- ・ 説明資料は画面共有します。資料は後日ホームページにアップします。

独立行政法人日本芸術文化振興会

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）説明会

本日の次第

- 文化庁参事官（芸術文化担当）付より挨拶
- 経済産業省商務・サービスグループ 文化創造産業課より挨拶

独立行政法人日本芸術文化振興会

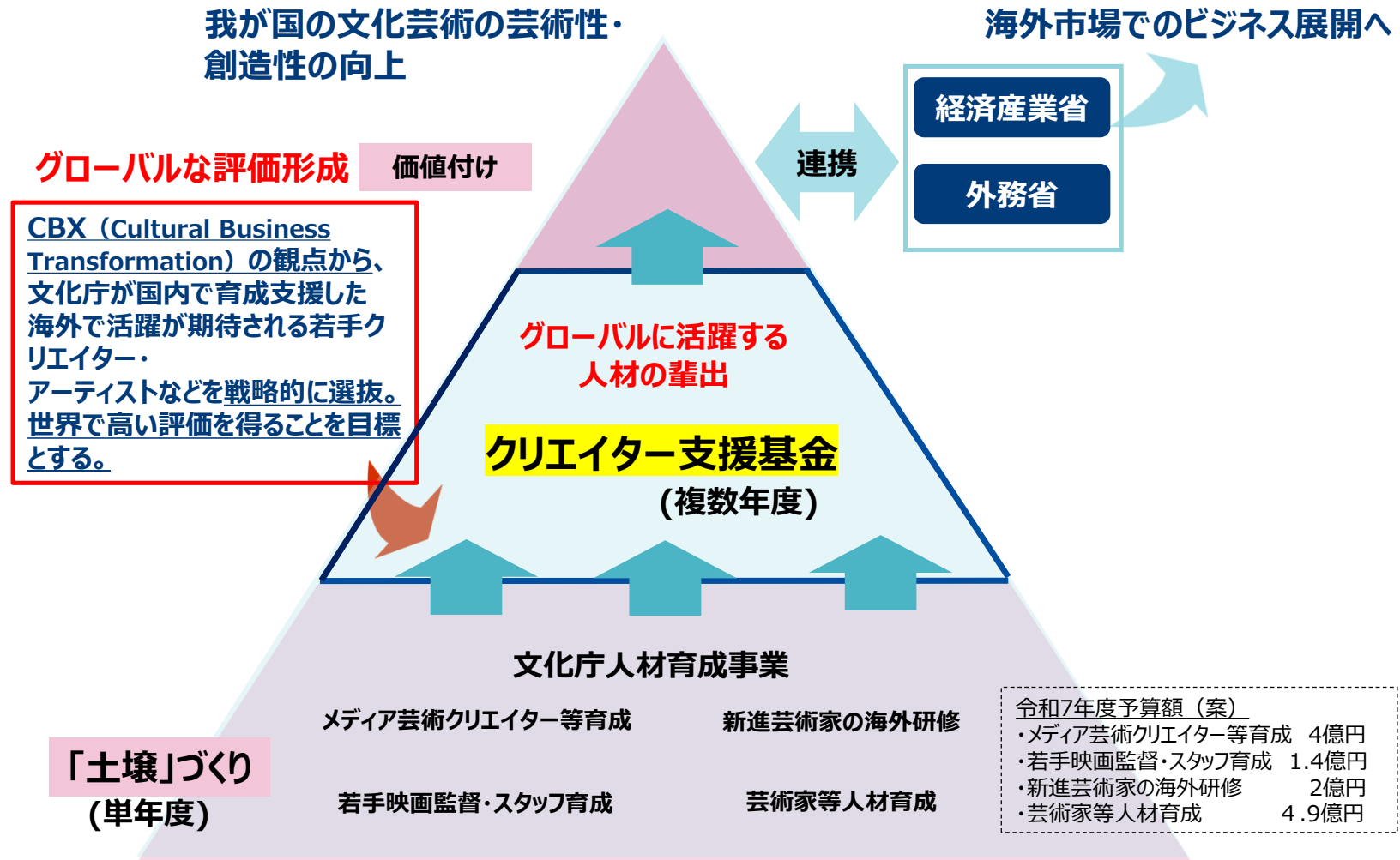
文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）説明会

文化庁参事官（芸術文化担当） 付 より挨拶

独立行政法人日本芸術文化振興会

クリエイター・アーティスト支援と海外展開の戦略全体構想



令和6年度補正

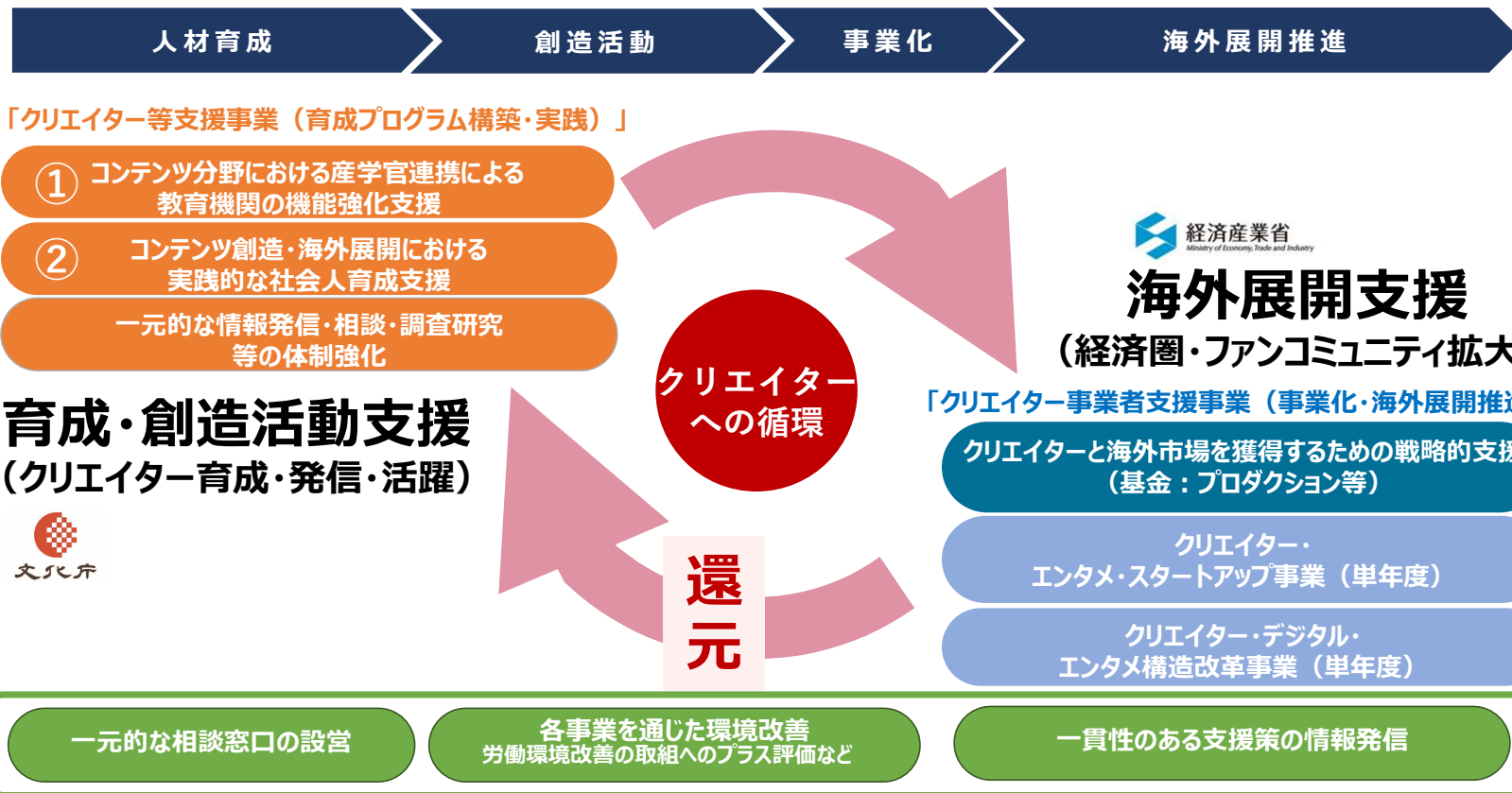
クリエイター・コンテンツ産業の一貫的な支援を行う「クリエイター支援基金」の統合・抜本強化

令和6年度補正予算額

120億円



- クリエイター等支援について、（独）日本芸術文化振興会に設置する「**クリエイター支援基金**」を活用し、3年程度**弾力的かつ複数年度にわたってシームレスな枠組みで海外展開等を戦略的に推進**。
- 両省庁連携により 120億円



背景・課題

- 我が国のマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、海外からも高い人気を得るなど、我が国を代表する文化であり、国際理解の促進、基幹産業となるもの。世界のコンテンツ市場の規模（123.6兆円）は、半導体産業（77.0兆円）より大きく、日本のコンテンツ市場の規模は13.1兆円。日本由来のコンテンツ海外売り上げは4.7兆円であり、アニメ、ゲーム等を中心に、増加傾向。
- 需要が高まる中、製作現場等の人材不足や、必要なスキル習得など、中長期的視野に立ったクリエイターや専門人材の育成への投資は、個社レベルでは限界。
- 持続的に創造活動が行われ、優れたコンテンツが生み出され続けるよう、多様なクリエイター等の育成・環境改善が必要。

事業内容

育成プログラム構築

実践

独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する「文化芸術活動基盤強化基金」を活用して、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ複数年度にわたって人材育成を行うとともに、経産省事業とあわせて、シームレスな枠組みで戦略的に海外展開等を推進する。（3年・95億円）

具体的には、クリエイター等の国内外での活躍を促進するためには、クリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や海外展開に長けた専門人材（編集者、プロデューサー等）が、創造活動の企画開発・発信・交渉・IP開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要スキルを身につける必要がある、以下の取組を実施。【分野：マンガ、アニメ、ゲーム、映画、音楽、舞台 等】

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援

大学・専門学校と企業・関係団体等が連携して、これらのスキルを可視化するとともに、これらを海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実装化する取組を一貫して支援

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援

コンテンツ関係企業・団体等が、これらのスキルを海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実装化する取組を一貫して支援

- ◆一元的な情報発信・相談・調査研究機能を強化するための体制強化
- ・相談窓口・情報発信の一元化、専門的な審査体制とアドバイザー配置、
 - ・国際的な動向を含めた分析・評価、体制強化を行う。

コンテンツ分野のマネタイズ化を目指し、「文化と経済の好循環」を生み出す人材育成から海外展開へ

経産省におけるクリエイター支援・事業者支援

*経済産業省と共同実施

アウトプット（活動目標）

- 各事業の支援を有機的につなげ、以下目標達成へ
- ・育成対象者の参加者数
- ・海外進出に資する育成プログラム等の開発件数

短期アウトカム（成果目標）

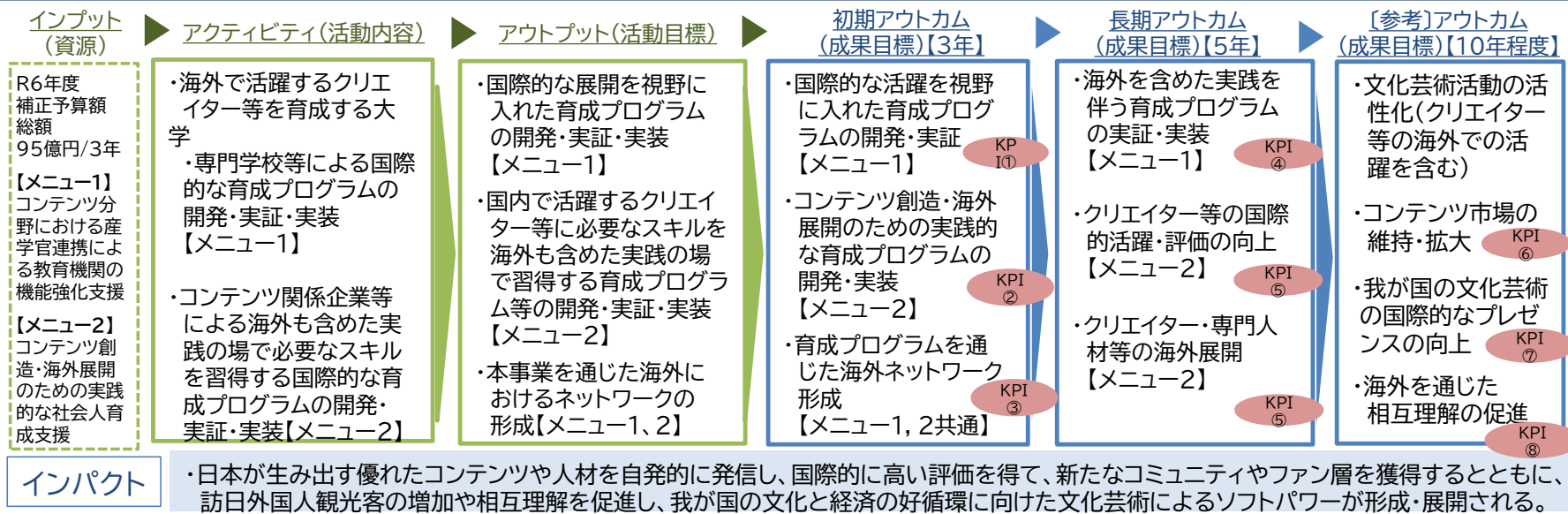
- ・育成者の製作関連業務への従事率
- ・育成者の作品の国内外の評価（受賞・ノミネート数）
- ・世界的に認知される国際フェスなどへ出品・参加支援した育成者の作品の受賞・ノミネート数、批評家、専門家等の評価

長期アウトカム（成果目標）

- ・育成対象者が継続的に国内外で活躍
- ・我が国のコンテンツ産業の振興・発展に資する
- ・海外における評価の維持・向上、日本プレゼンスの向上へ寄与
（担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付）

「クリエイター等支援(育成プログラム構築・実践)」ロジックモデル (R6年度補正予算額:95億円)

現状	日本発コンテンツは世界的に需要が拡大する一方で、作品を制作・海外展開するために必要なクリエイター等が不足。魅力的な作品作りを維持し、海外展開を強化していくためには、クリエイターだけでなく、ビジネスや海外展開に長けたプロデューサー等の専門人材確保、ネットワーク形成等が必要。	(現状・課題を示すデータ) ・世界・日本のコンテンツ市場の規模(1ドル=109円) H30(2018): 世界 128.8兆円 日本 10.6兆円(8.25%) R5(2023): 世界 141.6兆円 日本 11.3兆円(7.98%) 世界市場の拡大に伴い、日本市場が占める割合は減少傾向。 (経済産業省「コンテンツの世界市場・日本市場の概観」より)
課題	・国際的な展開を視野に入れた大学・専門学校等による育成プログラムの開発や、産業界や国際市場のニーズを踏まえた先端技術による制作、IP開発やライセンス管理等のスキルの明確化等が必要。	
本事業の目的	・クリエイターとして国際的な活躍を目指す学生や社会人に求められるスキルを習得する育成プログラムの構築・実装化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。	



主な測定指標と目標値

* 以下のような主なKPIについて事業の対象となるマンガ、アニメ、ゲーム、音楽、舞台等の分野特性に応じて、初期(3年)、長期(5年)の変化も踏まえ成果評価を行う予定。

KPI ①	・国際的な活躍に必要なスキルを習得するために開発・実証された育成プログラムの数 (R9年21件)	KPI ④	・育成プログラムの参加者のうち、世界的に認知されている海外の芸術祭・文化施設・大学等の教育機関への参画や招へいを受けた人数 (R11年42人)	KPI ⑥	・【参考】世界のコンテンツ市場に占める日本の割合 (R5年7.98%→R15年までの平均値増)
KPI ②	・コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムの開発・実装 (R9年14件)	KPI ⑤	・育成プログラムの参加者が海外の著名な賞の受賞・ネットや世界的に認知されている海外の芸術祭・文化施設等へ出品・参画して高い評価を受ける件数 (R11年10件)	KPI ⑦	・【参考】「マンガ、アニメーション」「映画」を日本の文化芸術として諸外国に発信すべきだと思う人の割合 (R5年度は22.1%と7.1%→R16年までの平均値増)
KPI ③	・国内外の教育機関や専門機関等との連携数			KPI ⑧	・【参考】日本と諸外国との文化交流の推進が「日本と諸外国との間の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながる」意義があると回答した人の割合 (R5 53.6%→R15年までの平均値増)

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）説明会

経済産業省商務・サービスグループ 文化創造産業課より挨拶

独立行政法人日本芸術文化振興会

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）

- メニュー＜1＞ コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援【補助型／委託型】
- メニュー＜2＞ コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援【補助型／委託型】

募集要領のポイント

独立行政法人日本芸術文化振興会

文化芸術活動基盤強化基金の趣旨・目的

文化芸術活動基盤強化基金は、令和6年に国からの補助金により、クリエイターの育成等のために行う事業を実施することを目的として設置された基金です。

我が国のマンガ、アニメ、ゲーム、映画、音楽、舞台等のコンテンツは、海外でも高く評価されており、国内市場にとどまらず世界に発信することにより、日本の成長力の強化にも資するものです。海外における日本由来のコンテンツの需要が高まる中、各業界においては、海外展開を視野に入れた活動に必要なスキルの習得や、製作現場等の人材育成・確保など、中長期的視野に立ったクリエイターや専門人材（※）の育成が急務となっています。

このような背景を踏まえ、令和6年度の経済対策「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～（令和6年11月22日閣議決定）」においては、次代を担うクリエイター等を目指す学生や社会人に対し一貫的で強力な支援を行うため、本基金を活用して、新たに文化庁事業による「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」を実施し、5年程度の活動目的の下で、弾力的かつ3年程度にわたって人材育成を行うとともに、経済産業省の事業における海外展開推進とあわせて、戦略的に推進することが示されました。

本事業の実施を通じて、国際的に活躍できるクリエイター等の育成を推進し、各分野の文化芸術活動の活性化、国際的プレゼンスの向上に繋げることを目指します。

※ 以下「クリエイター等」といいます。

◆ 事業の趣旨・目的

本事業では、各コンテンツ分野において、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、大学・専門学校等と企業・関係団体等業界が連携し、国際的な活躍を目指す学生や社会人に必要となるスキル等を習得する国際的な場での実践を含めた育成プログラムの構築・実践を弾力的かつ複数年度にわたって支援します。

具体的には、クリエイター（漫画家、アニメーター、監督、作曲家、脚本家等）や海外展開に長けた専門人材（編集者、プロデューサー等）が、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを身に付けることを目的として以下の2つのメニューにより、支援を行います。

- ・メニュー＜1＞コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援
【補助型／委託型】
- ・メニュー＜2＞コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援
【補助型／委託型】

次ページの各メニューの概要についてもご覧ください。

支援の仕組み②

全メニュー共通

◆ 各メニューの概要

	<1> コンテンツ分野における産学官連携 による教育機関の機能強化支援		<2> コンテンツ創造・海外展開の ための実践的な社会人育成支援	
	①【補助型】：分冊 1	②【委託型】：分冊 2	①【補助型】：分冊 3	②【委託型】：分冊 4
対象となる取組	大学・専門学校等と企業・関係団体等が連携して、クリエイター等を目指す学生に必要なスキルを可視化するとともに、海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実証・実装化する取組		コンテンツ関係企業・団体等が、国内で活躍するクリエイター等に必要なスキルを、海外も含めた実践の場で習得する育成プログラム等を開発・実装化する取組	
	<u>大学・専門学校等による取組</u>	<u>業界統括団体等による取組</u>	<u>企業・団体等による取組</u>	<u>業界統括団体等による取組</u>
対象となる団体	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校	業界統括団体または業界統括団体に準じた団体	我が国の企業・団体等	業界統括団体または業界統括団体に準じた団体
支援件数	【補助型】と【委託型】合わせて各区分 3 件程度		【補助型】と【委託型】合わせて各区分 2 件程度	
支援額	1 プロジェクト当たり原則として必要な経費 3 億円を上限として支援		1 プロジェクト当たり原則として必要な経費 2 億円を上限として支援	

◆ 補助型／委託型について

【補助型】 (「補助」とは、<u>国が特定の事務、事業に対して公益性があると認め、その事務事業の実施に資するために援助を行うもの</u>)	【委託型】 (「委託」は、<u>国が本来行う事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行っていたくもの</u>)
大学・専門学校等や企業・団体等による自主的なプロジェクトであって、公益性が認められるものに必要な支援を行います。	業界統括団体等による業界全体を俯瞰した人材育成に関するプロジェクトを独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」といいます。）との協議の上で、各委託団体による育成プログラムの構築・実践を支援実施することにより、クリエイターや海外展開に長けた専門人材の育成を支援します。

これらの違いに応じて、「補助型」と「委託型」では、事業実施に当たっての仕組みが異なりますので、募集要領を確認いただき、今回、応募をいただくプロジェクトの特性に適したメニューをお選びください。

◆ 対象となる期間

複数年度にわたる実施計画に対して支援を行うことから、期間を【**第Ⅰ期（令和7年度～9年度）**】と【**第Ⅱ期（令和10年度～11年度）**】に区分し、本事業では、【**補助型**】にあつては、【**第Ⅰ期**】における取組の助成を行い、【**委託型**】にあつては、【**第Ⅰ期**】における取組を実施します。

※ 国の予算措置の状況によっては【**第Ⅱ期**】の助成または委託が行われない場合があります。予めご了承ください。

◆ **対象区分・分野**：応募に当たっては、以下の7区分から一つ選択してください。

区分	分野
マンガ	－
アニメ	－
ゲーム	－
映画	実写映画・アニメーション映画
音楽	ポピュラーミュージック関係
演劇・舞踊	ライブ・エンターテインメント関係
デザイン等	デザイン、ファッション、建築、分野横断的新領域（※）

※ 分野横断的新領域のジャンル例：分野を横断し、または革新し、グローバルな訴求力を高める等の創意工夫を行ったもの。

はじめに⑥ー 1

◆ 事業の特徴

令和 1 1 年度までの複数年度にわたる活動目的の下で、弾力的かつ継続的に支援を行います。

・ 目標設定及び複数年度の事業計画

応募しようとする団体は、本事業の目的を十分に把握した上で、現状の課題とニーズを踏まえて、育成プログラムの開発・実証・実装化に向けた目標を設定し、その達成のための複数年度にわたる実施計画を策定し提出する必要があります（対象となるプロジェクトの詳細は P. 3 参照。）。

・ 【補助型のみ】伴走型支援の実施

振興会は、本事業の目的の実現に向け、各プロジェクトに対する「**伴走型支援**」を実施します。
採択プロジェクトの決定後、プロジェクトの実施と並行して各採択団体との対話や現地確認を行いながら、**進捗管理及び必要な助言・相談等を行う**ことで、確実な目標達成を支援します。
また、これらの結果を文化庁・文化審議会へ報告し、必要な助言等を得ることも予定しています。

（次ページへ続く）

◆ 事業の特徴（続き）

・ 各採択プロジェクトの成果検証

本事業では、各採択団体から報告された内容や収集したデータ等に基づき、各採択プロジェクトの毎年の進捗の全体把握や成果の分析・検証を行う予定です。

【第Ⅱ期】については、令和9年度末までに有識者等による【第Ⅰ期】の活動状況・成果等の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、プログラム継続の可否を判断する予定です。**【第Ⅰ期】の「取組に盛り込むべき観点」及び「プロジェクトの評価指標及び目標値」に関する成果が達成されていないと認められる場合は、【第Ⅱ期】へのプログラム継続は認められません**のでご注意ください。

取りまとめた成果等の内容は、文化庁へ報告されるとともに振興会ホームページ等でも公表予定です。

振興会・文化庁で得られた分析結果や意見は各採択団体へもフィードバックされる予定です。

メニュー＜１＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

メニュー＜1＞【補助型】の趣旨・対象となる取組

メニュー＜1＞
コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

◆ 趣旨

世界に通用するクリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）を育成し、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、コンテンツ分野における国内外の企業・関係団体等と大学・専門学校等教育機関が連携し、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを調査し、スキル標準等を作成し、国際的な場での実践を含め、それらの必要なスキルを習得できる育成プログラム等を開発・実証・実装化する取組を一貫して支援します。

◆ 育成プログラムの対象者

クリエイター等として国際的な活躍を目指す学生等

◆ 対象となる取組

大学・専門学校等教育機関が、企業・関係団体等との連携により国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実証・実装を行う取組

※ 少なくとも1回以上の国際的な場での実践を含む育成プログラムとしてください。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校を対象とします。
ただし、**以下のいずれかに該当する大学の設置者は本事業に申請できません。**

- i) 大学全体として学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付または減額の措置を受けた大学
- iv) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- v) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第45 号）第 2 条第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

取組のイメージ（概要）

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

第Ⅰ期 (今回)	令和7年度 ～9年度	・産業界との連携によるスキル調査等の実施、スキル標準・マップ等の作成、育成プログラム開発・育成プログラムの実証のため、企業・関係団体等や海外専門機関との交渉、講師派遣・受入れ等の交流を実施 ・少なくとも1回以上の国際的な場での実践を含めた育成プログラムを実証 等	・関係業界や教育機関への成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等の実施 ・育成プログラムにおいてクリエイター等の就業・労働環境改善に向けた取組を学ぶ機会を提供 等
第Ⅱ期	令和10年度 ～11年度	・産業界との連携による学科、コース、専攻等の創設に向けた取組 ・国際的な活躍を希望する我が国の大学・専門学校等教育機関に在籍する学生等の海外発信等までを少なくとも1回以上実践 等	

※ 分冊1のP.4～P.6、P.7の「取組に盛り込むべき観点」、P.8～P.9の「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」についても必ずご確認ください。

助成金の額

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

- **助成対象経費の合計額（※1）の範囲内、かつ、自己負担金（※2）の範囲内の額を助成します。**
- **1プロジェクトあたり原則として3億円（【第I期】分）を助成金額の上限とします。**

※ ただし、複数の異なる分野（区分）の学科・コース・専攻等の創設を目指し、かつ、それらの分野に横断的・共通的な育成プログラムを共同で効果的に実施する体制を整備することが想定される計画については、複数プロジェクトの全体のとりまとめや調整等を担う事務局（大学等事務局等を想定。）を設置した上で、応募することも可能です。その際、複数プロジェクト分の助成額を1件として、事務局に係る共通経費を除く費用を上限として申請することも可能です（例えば、2区分の場合5億円程度。）。

- ・ 事業予算の制約上、**助成対象経費の合計額満額が助成されるとは限りません。**
- ・ **助成金の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。**
- ・ 助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱等に基づき、助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、ご注意ください。

※1 助成対象経費については、助成対象経費一覧（分冊1のP.16）を参照してください。課税事業者の場合は、助成対象経費の合計額から消費税および地方消費税相当額を控除した額を指します。

※2 助成対象経費及び助成対象外経費の合計額から自己収入額（育成プログラム構築等に当たって発生した収入、他の助成金等）を除いた額を指します。

助成対象経費

メニュー＜１＞
コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

要望書に記入したプロジェクトを実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、助成を行うことが適当であると認められ、かつ、【第Ⅰ期】中（内定日～令和１０（２０２８）年３月３１日）に採択団体が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。
各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記入漏れのないよう注意してください。

項目	細目の例
人件費	アルバイト代、事務員賃金（支援期間中に補助事業に専従する場合）、有期雇用経費（外部専門的人材の雇用経費）、社会保険料、福利厚生費 等
諸謝金	各種指導料、コーディネート料、企画制作費、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金 等
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費（対象となった取組の実施期間のみ有効なビザに限る。） 等
借損料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、機材借料、楽器借料、作品借料、リース代、権利使用料 等
消耗品費	作品制作材料費（※） 等
会場費	会議費

項目	細目の例
通信運搬費	郵送料、宅配料
雑役務費	撮影費、映像等コンテンツ作成費、音楽制作料、音楽編集料、出演料、各種スタッフ費、警備費、会場設営・撤去費、作業補助費、保管料、作品等の国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む）、海外現地運搬費、楽器運搬費、印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEB ページ作成・利用料、入場券等販売手数料、録画費、録音費、写真費、動画制作費、動画編集費、動画配信費、字幕・音声ガイド作成料、取材費、入場・見学科、会議費、海外送金手数料 等
保険料	催事保険、火災保険、損害賠償責任保険 等（旅行保険等個人が任意で加入すべき保険は除く。）
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）

※ 作品（物品として実体があり機械や器具・備品に分類されるもの）の制作を行い、当該作品の所有権が応募団体に帰属する場合であって、その制作費用が５０万円を超える場合は、作品の処分（売却・譲渡・廃棄等）について交付要綱等に基づく制限が生じます。処分（売却・譲渡・廃棄等）を行う場合は振興会への申請が必要となるほか、承認にあたっては当該作品制作料に係る助成金相当額を返納する必要がありますので、あらかじめご注意ください。

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【補助型】

本事業では、採択されたプロジェクトが本メニューの趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する**必要があります。プロジェクトの計画及び実施に当たっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに掲載していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（「クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）」ロジックモデル）：[R6hosei_kibankikincreatorlogicmodel.pdf](https://www.r6hosei.ac.jp/kibankikincreatorlogicmodel.pdf)

【第Ⅰ期】令和9年度まで（3年目）評価指標

〔評価指標（必須項目）〕

- 国際的な活躍を視野に入れた育成プログラムの開発・実証・実装数
（※ 5年内の育成プログラムの開発・実証・実装後の育成数の目標値を含む）
- 育成プログラムの構築・実践を通じた海外ネットワーク形成における国内外の教育機関・企業・団体等との連携体制（連携先の企業・団体数、提携数、拠点形成数など）

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数（数・内容等）
- ☐ 世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・関係団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、申請団体が設定する独自の評価指標

審査における評価項目

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援【補助型】

組織

ア（目標・計画） 応募団体の運営目的・使命をはじめ、組織において、海外展開を視野に入れた当該分野のクリエイター等を育成するための戦略が明確であり、それらを達成するための中長期的な活動目的の下でプロジェクトの目標・計画が示されていること

イ（体制） 国際的なネットワークを十分に有し、国際的な実践の場における取組の実施や海外関係機関との交渉等に当たり、必要となる人材を適切に配置した体制となっていること

ウ（運営・財務） 育成プログラムの構築・実践を推進する組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財政基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

事業計画

エ（趣旨・目的） プロジェクトの趣旨・目的・構想、成果目標（EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を含む）等が明確であり、本メニューの趣旨と合致した事業計画であること（募集要領の「プロジェクトに盛り込むべき観点（①～④）」「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」に記載している事項をすべて満たす計画であること）

オ（質的保障） 当該分野における人材ニーズを踏まえ、必要なスキルを明確化した上で育成プログラムを実施した後、国内外の関係機関や専門家等から評価を得る等、更なる質的向上等に向けた取組が計画されていること

カ（予算） プロジェクトの規模や収入等に照らし、予算規模の積算内容が適切であること

《加点要素1》5年計画の事業実施期間中または終了後、学部、学科、研究所等の設置を想定されている計画の場合は、その目標・計画が明確であり、それらを踏まえて期間中の計画が具体的、効果的、かつ当該業界に期待されているものであること

《加点要素2》大学・専門学校等との接続の観点から、当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組が計画されていること（例：産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発、実践モデルとなるプログラム構築の連携等）

人材育成

キ（育成） 育成対象者かつ育成プログラムの目標設定が明確であるとともに、目標達成のための方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において妥当であること

ク（指導者等） 指導者、事業総括、育成プログラム責任者等の選定が育成方針・方法等に対して適切であるとともに、当該指導者等に高い専門性が認められること

ケ（ネットワーク） 国内外の関係者・団体等との協力や、産学官の連携体制が十分であり、育成プログラムで構築したネットワークを通じて、育成対象者が国際的に活躍していくことが期待できること

海外展開

コ（国際的な場での実践の芸術性・創造性） 国際的な場での実践として想定されている取組が、高い芸術性や創造性を育成するものであること

サ（選定理由） 国際的な場での実践として想定されている実施地域、連携機関・団体、発信等を行う場の選定理由が明確かつ適正であるとともに、育成対象者が十分な経験を積むことが期待できること

シ（発信力） 広報や普及等の工夫により、育成プログラムが国内外に幅広く認知され、産業界をはじめとする社会全体において当該分野への興味関心を喚起することが期待できること

将来性

ス（国際的プレゼンス） 将来的に、育成対象者が持続的かつ国際的に活躍することにより、我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解の促進が期待できること

セ（芸術面） プロジェクトの実施により得られた知見やネットワークを活用し、終了後も当該分野におけるクリエイター等の海外展開に向けた育成に貢献することが見込まれること

ソ（教育面） 育成プログラムの構築・実践を通じて、自大学・専門学校等以外の国内外の幅広い大学・大学院、専門学校等教育機関、企業・団体等との連携協力による教育・研究体制の整備や、多様な人材の育成・確保が見込まれること

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【委託型】

メニュー＜1＞【委託型】の趣旨・対象となる取組

メニュー＜1＞
コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【委託型】

◆ 趣旨

世界に通用するクリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）を育成し、クリエイター等の国内外での活躍を促進するため、コンテンツ分野における国内外の企業・関係団体等と大学・専門学校等教育機関が連携し、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを調査し、スキル標準等のモデルを提示し、国際的な場での実践を含め、それらの必要なスキルを習得できる育成プログラム等を一貫して開発・実証・実装化する取組を委託事業として実施します。

◆ 育成プログラムの対象者

クリエイター等として国際的な活躍を目指す学生等

◆ 対象となる取組

当該分野の業界統括団体等が、大学・専門学校等教育機関との連携により国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実証・実装を行う取組

※ 少なくとも1回以上の国際的な場での実践を含む育成プログラムとしてください。

業界統括団体（※）または業界統括団体に準じた団体を対象とします。

※ 具体的には、以下の要件を充たす団体とします。

- ① 複数のコンテンツ関係団体またはコンテンツの創造・指導・制作にかかわる専門のスタッフが所属する全国的な団体及び職能組織であること。
- ② 職能組織の定款・規約等に下記4つのうち2つ以上の目的・事業を掲げていること。
 - (ア) 文化芸術の向上
 - (イ) 技術・技芸の向上
 - (ウ) 経済的・社会的地位の向上
 - (エ) 人材育成
- ③ 監事・監査役等による会計監査を実施していること。

取組のイメージ（概要）

メニュー＜1＞
コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【委託型】

第Ⅰ期 （今回）	令和7年度 ～9年度	・産業界と教育界との連携によるスキル調査等の実施、人材育成・確保に関する課題等調査研究 ・産業界が求めるスキルの育成に関する大学・専門学校等教育機関との連携・協力によるプログラムの開発・実証・実装 ・卓越した学生等を選抜、国際的な実践の場への派遣 等	・関係業界や教育機関への成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等の実施 ・育成プログラムにおいて国内外の就業・労働環境改善等に向けた取組に関するワークショップ・セミナー 等
第Ⅱ期	令和10年度 ～11年度	・複数企業と大学等との連携講座、特別講座、寄附講座の実装・開設。当該業界で一定の学習成果が評価される方法・仕組み等の実装。 ・産学官連携による海外展開を視野に入れた取組を通じた教育研究の実施。 ・国際的な活躍を希望する学生等の海外発信等までを実践等	

※ 分冊2のP.4～P.6、P.7の「取組に盛り込むべき観点」、P.8～P.10の「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」についても必ずご確認ください。

- 1 プロジェクトあたり原則として **3 億円**（【第 I 期】分）を上限とします。
 - ・ 事業予算の制約上、**企画提案時の経費の合計額満額で契約されとは限りません。**
 - ・ **委託契約の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。**
 - ・ 業務完了後に費用の精算等を行う概算契約方式とします。

対象経費

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援【委託型】

企画提案書に記入したプロジェクトを実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、支出を行うことが適当であると認められ、かつ、【第Ⅰ期】中（契約締結日～令和10（2028）年3月31日）に採択団体が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。

各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記入漏れのないよう注意してください。

項目	細目の例
人件費	アルバイト代、事務員賃金（委託事業に専従する場合）、有期雇用経費（外部専門的人材の雇用経費）、社会保険料、福利厚生費 等
諸謝金	各種指導料、コーディネート料、企画制作費、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金 等
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費（対象となった取組の実施期間のみ有効なビザに限る。） 等
借損料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、機材借料、楽器借料、作品借料、リース代、権利使用料 等
消耗品費	作品制作材料費（※） 等
会場費	会議費
通信運搬費	郵送料、宅配料

項目	細目の例
雑役務費	撮影費、映像等コンテンツ作成費、音楽制作料、音楽編集料、出演料、各種スタッフ費、警備費、会場設営・撤去費、作業補助費、保管料、作品等の国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む）、海外現地運搬費、楽器運搬費、印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEB ページ作成・利用料、入場券等販売手数料、録画費、録音費、写真費、動画制作費、動画編集費、動画配信費、字幕・音声ガイド作成料、取材費、入場・見学科、会議費、海外送金手数料 等
保険料	催事保険、火災保険、損害賠償責任保険 等（旅行保険等個人が任意で加入すべき保険は除く。）
消費税相当額	不（非）課税取引となる経費の消費税相当額 インボイス影響額
再委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）
一般管理費	「対象経費の詳細」の「一般管理費」の算出方法による率のいずれか低い率（※）

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の
機能強化支援【委託型】

本事業では、採択されたプロジェクトが本メニューの趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する**必要があります。プロジェクトの計画及び実施に当たっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに公表していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（「クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）」ロジックモデル）：[R6hosei_kibankikincreatorlogicmodel.pdf](https://www.r6hosei.ac.jp/kibankikincreatorlogicmodel.pdf)

【第Ⅰ期】令和9年度まで（3年目）評価指標

〔評価指標（必須項目）〕

- 国際的な活躍を視野に入れた育成プログラムの開発・実証・実装数
（※ 5年内の育成プログラムの開発・実証・実装後の育成数の目標値を含む）
- 育成プログラムの構築・実践を通じた海外ネットワーク形成における国内外の教育機関・企業・団体等との連携体制（連携先の企業・団体数、提携数、拠点形成数など）

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数（数・内容等）
- ☐ 世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・関係団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、提案団体が設定する独自の評価指標

審査における評価項目

メニュー＜1＞

コンテンツ分野における産学官連携による教育機関の機能強化支援【委託型】

組織

ア（目標・計画） 応募団体の運営目的・使命をはじめ、組織において、海外展開を視野に入れた当該分野のクリエイター等を育成するための戦略が明確であり、それらを達成するための中長期的な活動目的の下でプロジェクトの目標・計画が示されていること

イ（体制） 国際的なネットワークを十分に有し、国際的な実践の場における取組の実施や海外関係機関との交渉等に当たり、必要となる人材を適切に配置した体制となっていること

ウ（運営・財務） 育成プログラムの構築・実践を推進する組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財政基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

事業計画

エ（趣旨・目的） プロジェクトの趣旨・目的・構想、成果目標（EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を含む）等が明確であり、本メニューの趣旨と合致した事業計画であること（募集要領の「プロジェクトに盛り込むべき観点（①～④）」「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」に記載している事項をすべて満たす計画であること）

オ（質的保障） 当該分野における人材ニーズを踏まえ、必要なスキルを明確化した上で育成プログラムを実施した後、国内外の関係機関や専門家等から評価を得る等、更なる質的向上等に向けた取組が計画されていること

カ（予算） プロジェクトの規模や収入等に照らし、予算規模の積算内容が適切であること

《加点要素1》5年計画の事業実施期間中または終了後、学部、学科、研究所等の設置を想定されている計画の場合は、その目標・計画が明確であり、それらを踏まえて期間中の計画が具体的、効果的、かつ当該業界に期待されているものであること

《加点要素2》大学・専門学校等との接続の観点から、当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組が計画されていること（例：産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発、実践モデルとなるプログラム構築の連携等）

人材育成

キ（育成） 育成対象者かつ育成プログラムの目標設定が明確であるとともに、目標達成のための方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において妥当であること

ク（指導者等） 指導者等、事業総括、育成プログラム責任者等の選定が育成方針・方法等に対して適切であるとともに、当該指導者等に高い専門性が認められること

ケ（ネットワーク） 国内外の関係者・団体等との協力や、産学官の連携体制が十分であり、育成プログラムで構築したネットワークを通じて、育成対象者が国際的に活躍していくことが期待できること

海外展開

コ（国際的な場での実践の芸術性・創造性） 国際的な場での実践として想定されている取組が、高い芸術性や創造性を育成するものであること

サ（選定理由） 国際的な場での実践として想定されている実施地域、連携機関・団体、発信等を行う場の選定理由が明確かつ適正であるとともに、育成対象者が十分な経験を積むことが期待できること

シ（発信力） 広報や普及等の工夫により、育成プログラムが国内外に幅広く認知され、産業界をはじめとする社会全体において当該分野への興味関心を喚起することが期待できること

将来性

ス（国際的プレゼンス） 将来的に、育成対象者が持続的かつ国際的に活躍することにより、我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解の促進が期待できること

セ（芸術面） プロジェクトの実施により得られた知見やネットワークを活用し、終了後も当該分野におけるクリエイター等の海外展開に向けた育成に貢献することが見込まれること

ソ（教育面） 育成プログラムの構築・実践を通じて、自大学・専門学校等以外の国内外の幅広い大学・大学院、専門学校等教育機関、企業・団体等との連携協力による教育・研究体制の整備や、多様な人材の育成・確保が見込まれること

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

メニュー＜2＞【補助型】の趣旨・対象となる取組

メニュー＜2＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

◆ 趣旨

国内で一定の制作・発表実績があり、かつ、今後、海外での活躍が期待されるクリエイター等を対象に、世界に通用するクリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）を育成するため、当該分野における我が国の企業・団体等が、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを調査し、スキル標準等を作成し、海外専門機関での実践も含め、それらの必要なスキルを習得できる育成プログラム等を開発・実装化する取組を一貫して支援します。

◆ 育成プログラムの対象者

国内で一定の制作・発表実績があるクリエイター等で、国際的な活躍が期待される者
（原則として、日本国籍または日本の永住資格を有する者のみ。）

◆ 対象となる取組

当該分野の企業・団体等が、国内外の企業・団体等との連携により国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実装を行う取組

※ 少なくとも1回以上の国際的な場での実践を含む育成プログラムとしてください。

法人格を有する（※）我が国の企業・団体等

※ 「法人格を有する」とは、要望書又は企画提案書提出までに設立登記が完了している法人を指します。

具体的には、以下の要件を充たす企業・団体等とします。

- ① 代表者または応募しようとするプロジェクトの運営の中核となる者等が、過去にクリエイター、専門家等として海外で作品の公開等を行った実績を有する者、海外専門機関のネットワークを有する者であること。
- ② 監事・監査役等による会計監査を実施していること。

※ 実行委員会を組織している場合は、その委員会の中核となる団体（総製作費を管理し、製作に係る経理事務や活動を統括する等）が、上記の応募資格を有していれば、その団体の名義をもって応募することができます。製作委員会名義での応募はできません。

（応募時に実行委員会の中核団体である旨を証明する書類（実行委員会組織に当たり、団体の担当する業務内容が明示された契約書等）の写しを提出してください。中核団体は支援の終了後5年間帳簿等を保管するものとし、正当な理由なく、帳簿等が保管されていないことが判明した場合には、交付された補助金の返還を求めることがあります。）

取組のイメージ（概要）

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

第Ⅰ期 （今回）	令和７年度 ～９年度	・海外の情勢・制度等の調査分析の実施、必要なスキル標準等の作成 ・海外専門機関等と交渉し、講師派遣・受入れ等の開始、育成プログラムの開発・実装 ・少なくとも１回以上の国際的な場での実践も含めた育成プログラムの開発・実装 ・国際見本市・フェスティバル等への派遣や、展示・公演等の企画・発表などを通じた、海外専門機関とのネットワーク形成等	・関係業界や教育機関への成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等の実施 ・育成プログラムにおいて国内外の就業・労働環境改善等に向けた取組を紹介等
第Ⅱ期	令和１０年度 ～１１年度	・世界的に認知される場で作品のピッチやアクセラレーション等を行い、海外事業者と事業提携等の実現を目指す等	

※ 分冊３のP.５～P.６、P.７の「取組に盛り込むべき観点」、P.８～P.１０の「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」についても必ずご確認ください。

助成金の額

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

- 助成対象経費の合計額（※１）の範囲内、かつ、自己負担金（※２）の範囲内の額を助成します。
- １プロジェクトあたり原則として**２億円**（【第Ⅰ期】分）を助成金額の上限とします。

- ・ 事業予算の制約上、**助成対象経費の合計額満額が助成されとは限りません。**
- ・ **助成金の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。**
- ・ 助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱等に基づき、**助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、ご注意ください。**

※１ 助成対象経費については、助成対象経費一覧（分冊３のP.17）を参照してください。課税事業者の場合は、助成対象経費の合計額から消費税および地方消費税相当額を控除した額を指します。

※２ 助成対象経費及び助成対象外経費の合計額から自己収入額（育成プログラム構築等に当たって発生した収入、他の助成金等）を除いた額を指します。

助成対象経費

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

要望書に記入したプロジェクトを実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、助成を行うことが適当であると認められ、かつ、【第Ⅰ期】中（内定日～令和10（2028）年3月31日）に採択団体が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。
各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記入漏れのないよう注意してください。

項目	細目の例
人件費	アルバイト代、事務員賃金（支援期間中に補助事業に専従する場合）、有期雇用経費（外部専門的人材の雇用経費）、社会保険料、福利厚生費 等
諸謝金	各種指導料、コーディネート料、企画制作費、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金 等
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費（対象となった取組の実施期間のみ有効なビザに限る。） 等
借損料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、機材借料、楽器借料、作品借料、リース代、権利使用料 等
消耗品費	作品制作材料費（※） 等
会場費	会議費

項目	細目の例
通信運搬費	郵送料、宅配料
雑役務費	撮影費、映像等コンテンツ作成費、音楽制作料、音楽編集料、出演料、各種スタッフ費、警備費、会場設営・撤去費、作業補助費、保管料、作品等の国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む）、海外現地運搬費、楽器運搬費、印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEB ページ作成・利用料、入場券等販売手数料、録画費、録音費、写真費、動画制作費、動画編集費、動画配信費、字幕・音声ガイド作成料、取材費、入場・見学科、会議費、海外送金手数料 等
保険料	催事保険、火災保険、損害賠償責任保険 等（旅行保険等個人が任意で加入すべき保険は除く。）
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）

※ 作品（物品として実体があり機械や器具・備品に分類されるもの）の制作を行い、当該作品の所有権が応募団体に帰属する場合であって、その制作費用が50万円を超える場合は、作品の処分（売却・譲渡・廃棄等）について交付要綱等に基づく制限が生じます。処分（売却・譲渡・廃棄等）を行う場合は振興会への申請が必要となるほか、承認にあたっては当該作品制作料に係る助成金相当額を返納する必要がありますので、あらかじめご注意ください。

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

メニュー＜2＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

本事業では、採択されたプロジェクトが本メニューの趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する**必要があります。プロジェクトの計画及び実施に当たっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに公表していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（「クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）」ロジックモデル）：[R6hosei_kibankikincreatorlogicmodel.pdf](https://www.r6hosei-kibankikincreatorlogicmodel.pdf)

【第Ⅰ期】令和9年度まで（3年目）評価指標

〔評価指標（必須項目）〕

- コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムの開発・実装数
（※ 5年内の育成プログラムの開発・実装後の育成数の目標値を含む）
- 育成プログラムの構築・実践を通じた海外ネットワーク形成における国内外の教育機関・企業・団体等との連携体制（連携先の企業・団体数、提携数、拠点形成数など）

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数（数・内容等）
- ☐ 世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・関係団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、申請団体が設定する独自の評価指標

審査における評価項目

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【補助型】

組織

ア（目標・計画） 応募団体の運営目的・使命をはじめ、組織として、海外展開を視野に入れた当該分野の専門人材を育成するための戦略が明確であり、それらを達成するための中長期的な活動目的の下でプロジェクトの目標・計画が示されていること

イ（体制） 国際的なネットワーク、クリエイター等人材育成に関する知見やノウハウを十分に有し、海外関係機関との交渉等に当たり、運営事務局やコーディネーター等、必要となる人材を適切に配置した体制となっていること

ウ（運営・財務） 人材育成の取組を推進する組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財政基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

事業計画

エ（趣旨・目的） プロジェクトの趣旨・目的・構想、成果目標（EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を含む）等が明確であり、本支援メニューの趣旨と合致した事業計画となっていること
（募集要領の「プロジェクトに盛り込むべき観点（①～④）」「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」に記載している事項をすべて満たす計画であること）

オ（質的向上） 当該分野における人材ニーズを踏まえ、必要なスキルを明確化した上で育成プログラムを実施した後、当該分野における就業・労働環境の改善の取組や、国内外の関係機関やネットワーク、専門家等から評価を得る等、さらなる質的向上等に向けた取組が計画されていること

カ（予算） プロジェクトの規模や収入等に照らし、経費予定額の積算内容が適切であること

《加点要素１》「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」及び/又は「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を遵守する計画であること。（アニメ区分、映画区分への応募活動のみ）

《加点要素２》社会人の就業との接続の観点から、当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組を行うこと
（例：産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発、実践モデルとなるプログラム構築の連携等）

人材育成

キ（育成） 育成対象者及び育成プログラムの目標設定が明確かつ適正であるとともに、目標達成のための方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において妥当であること

ク（指導者等） 指導者の選定理由が育成方針・方法等に対して適切であるとともに、当該指導者等に高い専門性が認められること

ケ（ネットワーク） 国内外の関係者・団体等との協力や、産学官の連携体制が十分であり、育成プログラムで構築したネットワークを通じて、育成対象者が国際的なネットワークを構築し国際的に活躍していくことが期待できること

海外展開

コ（国際的な場での実践の芸術性・創造性） 国際的な場での実践として想定されている取組が、高い芸術性や創造性を育成するものであること

サ（選定理由） 国際的な場での実践として想定されている実施地域、連携機関・団体、発信等を行う場の選定理由が明確かつ適正であるとともに、育成対象者が十分な経験を積むことが期待できること

シ（発信力） 広報や普及等の工夫により、育成プログラムが国内外に幅広く認知され、産業界をはじめとする社会全体において当該分野への興味関心を喚起することが期待できること

将来性

ス（国際的プレゼンス） 育成対象者が持続的かつ国際的に活躍することにより、将来の我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解の促進が期待できること

セ（芸術面） プロジェクトの実施により得られた知見やネットワークを活用し、終了後も当該分野におけるクリエイター等の海外展開に向けた育成に貢献することが見込まれること

ソ（教育面） 育成プログラムの構築・実践を通じて、連携する企業・団体等以外の国内外の幅広い企業・団体等、大学・専門学校等教育機関との連携協力による教育、研究体制の整備、多様な人材の育成・確保が見込まれること

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

メニュー 2【委託型】の趣旨・対象となる取組

メニュー＜2＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

◆ 趣旨

国内で一定の制作・発表実績があり、かつ、今後、海外での活躍が期待されるクリエイター等を対象に、世界に通用するクリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）を育成するため、当該分野における業界統括団体等が、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを調査し、スキル標準等のモデルを作成し、海外専門機関での実践も含め、それらの必要なスキルを習得できる育成プログラム等を開発・実装化する取組を委託事業として実施します。

◆ 育成プログラムの対象者

国内で一定の制作・発表実績があるクリエイター等で、国際的な活躍が期待される者
（原則として、日本国籍または日本の永住資格を有する者のみ。）

◆ 対象となる取組

当該分野の業界統括団体等が、企業・団体等との連携により国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実装を行う取組

※ 少なくとも 1 回以上の国際的な場での実践を含む育成プログラムとしてください。

業界統括団体（※）または業界統括団体に準じた団体

※ 具体的には、以下の要件を充たす団体とします。

- ① 複数のコンテンツ関係団体またはコンテンツの創造・指導・制作にかかわる専門のスタッフが所属する全国的な団体及び職能組織であること。
- ② 代表または応募しようとするプロジェクトの運営の中核となる者や代表者が、過去にクリエイター、専門家等として海外で作品等の公開等を行った実績を有する者や海外専門機関とのネットワークを有するものであること。
- ③ 職能組織の定款・規約等により下記 4 つのうち 2 つ以上の目的・事業を掲げていること。
 - （ア）文化芸術の向上
 - （イ）技術・技芸の向上
 - （ウ）経済的・社会的地位の向上
 - （エ）人材育成
- ④ 監事・監査役等による会計監査を実施していること。

取組のイメージ（概要）

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

第Ⅰ期 (今回)	令和７年度 ～９年度	・産業界と教育界との連携によるスキル調査等の実施、人材育成・確保に関する課題等調査研究 ・業界統括団体等に参加する企業等との連携・協力による、当該業界が求めるスキル育成に関するプログラムの開発・実装 ・育成対象者等を選抜し、少なくとも１回以上、国際見本市・フェスティバル等の国際的な実践の場への派遣 等	・関係業界や教育機関への成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等の実施 ・育成プログラムにおいて国内外の就業・労働環境改善等に向けた取組を紹介 等
第Ⅱ期	令和１０年度 ～１１年度	・育成プログラムの実装、制作等のテーマを設定、当該業界で学習成果が評価される方法・仕組み等の実装 ・海外専門機関とのネットワークを含む取組の成果を普及するための意見交換や方法の共有などの機会を設ける取組 等	

※ 分冊４のP.４～P.５、P.６の「取組に盛り込むべき観点」、P.７～P.９の「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」についても必ずご確認ください。

○ 1プロジェクトあたり原則として**2億円**（【第Ⅰ期】分）を上限とします。

- ・ 事業予算の制約上、**企画提案時の経費の合計額満額で契約されるとは限りません。**
- ・ **委託契約の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。**
- ・ 業務完了後に費用の精算等を行う概算契約方式とします。

対象経費

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

企画提案書に記入したプロジェクトを実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、支出を行うことが適当であると認められ、かつ、【第Ⅰ期】中（契約締結日～令和１０（２０２８）年３月３１日）に採択団体が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。

各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記入漏れのないよう注意してください。

項目	細目の例
人件費	アルバイト代、事務員賃金（委託事業に専従する場合）、有期雇用経費（外部専門的人材の雇用経費）、社会保険料、福利厚生費 等
諸謝金	各種指導料、コーディネート料、企画制作費、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金 等
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費（対象となった取組の実施期間のみ有効なビザに限る。） 等
借損料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、機材借料、楽器借料、作品借料、リース代、権利使用料 等
消耗品費	作品制作材料費（※） 等
会場費	会議費
通信運搬費	郵送料、宅配料

項目	細目の例
雑役務費	撮影費、映像等コンテンツ作成費、音楽制作料、音楽編集料、出演料、各種スタッフ費、警備費、会場設営・撤去費、作業補助費、保管料、作品等の国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む）、海外現地運搬費、楽器運搬費、印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEB ページ作成・利用料、入場券等販売手数料、録画費、録音費、写真費、動画制作費、動画編集費、動画配信費、字幕・音声ガイド作成料、取材費、入場・見学科、会議費、海外送金手数料 等
保険料	催事保険、火災保険、損害賠償責任保険 等（旅行保険等個人が任意で加入すべき保険は除く。）
消費税相当額	不（非）課税取引となる経費の消費税相当額 インボイス影響額
再委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）
一般管理費	「対象経費の詳細」の「一般管理費」の算出方法による率のいずれか低い率（※）

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

本事業では、採択されたプロジェクトが本メニューの趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する**必要があります。プロジェクトの計画及び実施に当たっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに掲載していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（「クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）」ロジックモデル）：[R6hosei_kibankikincreatorlogicmodel.pdf](https://www.r6hosei-kibankikincreatorlogicmodel.pdf)

【第Ⅰ期】令和９年度まで（３年目）評価指標

〔評価指標（必須項目）〕

- コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムの開発・実装数
（※ ５年内の育成プログラムの開発・実装後の育成数の目標値を含む）
- 育成プログラムの構築・実践を通じた海外ネットワーク形成における国内外の教育機関・企業・団体等との連携体制（連携先の企業・団体数、提携数、拠点形成数など）

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数（数・内容等）
- ☐ 世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・関係団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、提案団体が設定する独自の評価指標

審査における評価項目

メニュー＜２＞

コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人
育成支援【委託型】

組織

ア（目標・計画） 応募団体の運営目的・使命をはじめ、組織として、海外展開を視野に入れた当該分野の専門人材を育成するための戦略が明確であり、それらを達成するための中長期的な活動目的の下でプロジェクトの目標・計画が示されていること

イ（体制） 国際的なネットワーク、クリエイター等人材育成に関する知見やノウハウを十分に有し、海外関係機関との交渉等に当たり、運営事務局やコーディネーター等、必要となる人材を適切に配置した体制となっていること

ウ（運営・財務） 人材育成の取組を推進する組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財政基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

事業計画

エ（趣旨・目的） プロジェクトの趣旨・目的・構想、成果目標（EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を含む）等が明確であり、本支援メニューの趣旨と合致した事業計画となっていること
（募集要領の「プロジェクトに盛り込むべき観点（①～④）」「プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件」に記載している事項をすべて満たす計画であること）

オ（質的向上） 当該分野における人材ニーズを踏まえ、必要なスキルを明確化した上で育成プログラムを実施した後、当該分野における就業・労働環境の改善の取組や、国内外の関係機関やネットワーク、専門家等から評価を得る等、さらなる質的向上等に向けた取組が計画されていること

カ（予算） プロジェクトの規模や収入等に照らし、経費予定額の積算内容が適切であること

《加点要素１》「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」及び/又は「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を遵守する計画であること。（アニメ区分、映画区分への応募活動のみ）

《加点要素２》社会人の就業との接続の観点から、当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組を行うこと（例：産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発、実践モデルとなるプログラム構築の連携等）

人材育成

キ（育成） 育成対象者及び育成プログラムの目標設定が明確かつ適正であるとともに、目標達成のための方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において妥当であること

ク（指導者等） 指導者の選定理由が育成方針・方法等に対して適切であるとともに、当該指導者等に高い専門性が認められること

ケ（ネットワーク） 国内外の関係者・団体等との協力や、産学官の連携体制が十分であり、育成プログラムで構築したネットワークを通じて、育成対象者が国際的なネットワークを構築し国際的に活躍していくことが期待できること

海外展開

コ（国際的な場での実践の芸術性・創造性） 国際的な場での実践として想定されている取組が、高い芸術性や創造性を育成するものであること

サ（選定理由） 国際的な場での実践として想定されている実施地域、連携機関・団体、発信等を行う場の選定理由が明確かつ適正であるとともに、育成対象者が十分な経験を積むことが期待できること

シ（発信力） 広報や普及等の工夫により、育成プログラムが国内外に幅広く認知され、産業界をはじめとする社会全体において当該分野への興味関心を喚起することが期待できること

将来性

ス（国際的プレゼンス） 育成対象者が持続的かつ国際的に活躍することにより、将来の我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解の促進が期待できること

セ（芸術面） プロジェクトの実施により得られた知見やネットワークを活用し、終了後も当該分野におけるクリエイター等の海外展開に向けた育成に貢献することが見込まれること

ソ（教育面） 育成プログラムの構築・実践を通じて、連携する企業・団体等以外の国内外の幅広い企業・団体等、大学・専門学校等教育機関との連携協力による教育、研究体制の整備、多様な人材の育成・確保が見込まれること

◆ 対象とならない活動

以下の活動は原則として助成または委託の対象となりません。

(これらの活動が含まれたプロジェクトの場合、実施計画から除外するよう求めることがあります。)

- 政治的または宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 日本国内における、自ら主催する公演等ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演等（買取公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料並びに技術提供等に関する経費等は計上できます。
- 文部科学省・文化庁・外務省等の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
 - ※ 次ページをご覧ください。
- 国の行政機関（独立行政法人含む）、地方自治体等との共同事業
 - ※ 実施に当たっての協力（広報等）を得る場合を除きます。
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。

◆ 他の事業等との重複

本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、**本基金の別メニューに重複して応募することはできません。**

その他、国の行政機関の委託事業費等が支出される活動についても応募することはできません。

また、本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、**当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁・外務省等の補助事業と重複して助成を受ける、または受託することはできません。**

※ 既にこれらの他の事業の採択が内定/決定している場合に重複して応募することは可能ですが、本事業に採択され本事業による支援を受ける場合には、既に採択が内定/決定している他の事業の採択を取り下げさせていただきます。

※ 他の事業と重複して応募する場合は、当該他事業側の要件もよく確認の上で応募してください。

重複して助成を受ける、または受託することができない事業の例は以下のとおりです。

- 芸術文化振興基金助成事業
- 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
- 舞台芸術等総合支援事業
- 文化芸術創造拠点形成事業
- 国際共同製作映画への支援
- メディア芸術クリエイター育成支援事業
- 「日本博2.0」事業
- (独)国際交流基金による助成事業

※ 令和5年度補正予算による文化芸術活動基盤強化基金「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」に採択されている場合には、その全部が当該採択プロジェクトと異なるプロジェクトに限り、応募することが可能です。

また、**応募団体とは異なる団体が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合**についても、同様の扱いとなります（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です。）。例えば、本事業に採択されたプロジェクトの一部を、共同制作者である団体・企業等が「国際共同製作映画への支援」に応募し採択された場合は、これに該当します。

文化庁の助成事業について、詳しくは文化庁ウェブサイト（<https://www.bunka.go.jp/>）をご覧ください。

＜応募相談期間＞ 令和7年4月28日（月）17：00到着分まで（締切厳守）

要望書・企画提案書の提出や記入等についてご不明な点がある場合は、当振興会ウェブページ（<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>）の「お問い合わせフォーム」よりご相談ください。

＜提出受付期間＞ 令和7年4月30日（水）10：00～5月19日（月）17：00（締切厳守）

- ※ 受付期間を過ぎてからの提出はできません。
- ※ 提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。
- ※ データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

応募方法①（提出書類・提出方法）

全メニュー共通

◆ 提出書類（次ページ以降もご確認ください。）

当振興会ウェブサイト（<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>）より**様式をダウンロード**し、必要事項を記入の上、提出してください。

<提出書類一覧>

- ①交付要望書/企画提案書、自己申告書、誓約書
- ②事業計画の概要
- ③定款、寄付行為またはこれらに類する規約
- ④財務諸表及び事業報告書
- ⑤団体の要件を充たすことがわかる資料
- ⑥補足資料（10ページ以内）〔任意〕

◆ 提出方法

当振興会ウェブサイト（<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>）より**応募受付フォームに進み、提出書類一式をアップロード**してください。

◆ 書類提出に当たっての留意事項

- 要望書・企画提案書は定められた様式を当振興会のウェブサイトからダウンロードして使用してください。（<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>）
適切でない様式で提出された場合、受付ができない場合があります。
- 要望書・企画提案書は所定の受付期間（P.43参照）に、応募受付フォーム（P.44参照）からのアップロードによる提出により受け付けます。その他の方法による提出（紙媒体による郵送、メール送付、FAX等）は原則として認められません。また、受付期間を過ぎた提出は一切認められません。
- 一旦提出された書類については原則として修正や再提出を行うことはできません。また、基本的に当振興会から補正を求めることはしませんので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。
- 不備や空欄の多い状態で提出された要望書・企画提案書は、受付ができない場合があります。
- 提出した書類については、必ずデータ提出した原本を保管してください。

【お問い合わせ先】

**独立行政法人日本芸術文化振興会
企画部基金・助成事務局基盤強化事
業課**

[https://www.ntj.jac.go.jp/topics/
kikin/2025/r6bosyu/](https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/)
(※上記ページ内「お問い合わせ」より)

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）説明会

経済産業省商務・サービスグループ 文化創造産業課より
クリエイター・事業者支援について説明

独立行政法人日本芸術文化振興会

経済産業省の補助金の概要

◆ 経済産業省では、令和 6 年度補正予算において、クリエイター事業者支援の補助金として、以下がございます。

（１）クリエイター・事業者海外展開促進事業（長期制作支援）

独立行政法人日本芸術文化振興会が基金設置法人となる基金事業

メニュー：長期間要する国内映像制作支援（映像作品の①プリプロダクション・②プロダクション等へ支援）

（２）クリエイター・事業者海外展開促進事業

単年度事業の補助金（補助金事務局：VIPO）

HP：<https://jloxplusr6.jp/>

メニュー：

- ・海外向けのローカライゼーション＆プロモーションを行う事業の支援
- ・海外制作会社による国内ロケ誘致等にかかる支援
- ・コンテンツ産業のデジタル化支援
- ・コンテンツの流通構造改革支援
- ・国内映像制作支援（映像作品の①プリプロダクション・②プロダクションへ支援）

経済産業省の補助金の概要

国内映像制作・ロケ誘致支援

(1) 国内映像制作支援（一部基金）

- ピッチ映像制作等の支援を通じ、①コンテンツ製作への外部資金流入の確立、②企画・開発から対外発信まで行える人材の育成・輩出を促進。
- 映像制作のサプライチェーンに応じた、段階的な支援策を実施。具体には、グローバル市場に展開できる高品質な映像作品に対する制作費の支援等を行い、競争力の抜本的強化を図る。
- 長期間要する制作等について基金にて支援。

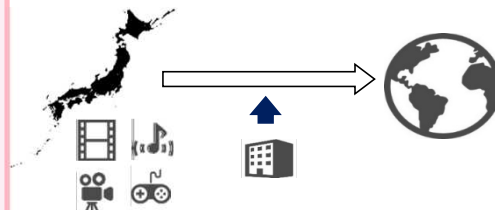
(2) ロケ誘致支援



- 国内の映像産業の振興を図る観点から、海外制作会社による国内での映像制作を促進するインセンティブ支援を実施。
- 特に、VFX・3DCG加工等のポストプロダクションの国内振興に向けて、海外製作者へのインセンティブ付与においてもこの点を意識し、デジタルコンテンツ制作に係る産業集積を創出。

海外展開支援

(1) ローカライズ・プロモーション支援



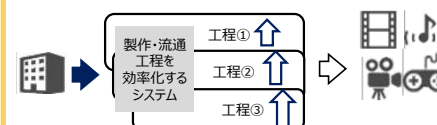
- コンテンツが主体となり、海外展開を行う際のローカライズやプロモーションを行う事業者に対して当該経費を支援。
- 日本発コンテンツの海外展開を促進し、「日本ブームの創出」を通じた関連産業の海外展開の拡大や訪日外国人等の促進につなげる。
- 単独ではなく複数社がまとめて出展等を行う場合はジャパンパビリオン枠として支援。

デジタル化・構造改革支援

(1) コンテンツ産業のデジタル化支援

- デジタル・ボーダレスな世界でのコンテンツ産業における新たなマネタイズ・収益化手法の構築を促進すべく、デジタル技術（Web3.0、仮想空間、AI等）を活用した新たな取組等といった、前向きな取組を支援。

(2) コンテンツの流通構造改革支援



- コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、コンテンツ製作・流通工程の効率化や強化に資するシステムの開発・実証を促進する。

国内映像制作支援（プリプロダクション）

◆ 国内映像制作支援は、①プリプロダクションへの支援、②プロダクションへの支援の2つ。
それぞれ基金事業（長期間要するもの）、単年度事業がございます。

①プリプロダクションへの支援

事業者がグローバル市場に展開できる高品質な映像制作に向けて、多様な資金調達やパートナー獲得、クオリティの高い企画・脚本等の開発、コンテンツIPの権利処理等に要する費用を補助。

＜対象となる事業＞

- 本格的制作のための、企画書・シナリオ・ピッチ映像等を制作する事業であること
- コンテンツIP活用を容易とするための権利処理を行う事業であること

＜補助率・上限＞

- 補助率 2 分の 1
- 補助上限 1,000 万円

＜対象となる経費＞

- 企画開発に関する費用
 - －映像制作費（例：プロモーション映像制作費等）
 - －脚本費、絵コンテ費、企画書作成費、渡航費 等
- コンテンツIP権利処理に関する費用
 - －専門家相談費用（例：契約書作成費等）
 - －権利クリアランス費用 等

＜公募スケジュール＞

調整中

【基金事業】

制作に長期間を要する作品等については基金にて支援。（期間：令和7年度公募開始～令和8年度予定）

➡日本芸術文化振興会が基金設置法人

【単年度事業】

単年度の補助（期間：令和7年度）

➡VIPOが補助金事務局

国内映像制作支援（プロダクション）

◆ 国内映像制作支援は、①プリプロダクションへの支援、②プロダクションへの支援の2つ。それぞれ基金事業（長期間要するもの）、単年度事業がございします。

②プロダクションへの支援

事業者がグローバル市場に展開できる高品質な映像作品を制作する際に要する費用を補助。

＜対象となる事業＞

- ・ 海外展開を念頭に置いた、国内制作会社が行う映像作品制作の事業であること

＜補助率・上限＞

- ・ 補助率 2 分の 1
- ・ 補助上限 2 億円

＜対象となる経費＞

- ・ 実写、アニメ、ゲーム等のプロダクション
 - ・ ポストプロダクションに関する費用
 - － 製作関係費（例：原作費、脚本費）
 - － 制作関係費（例：撮影費、ロケーション費、デザイン費、絵コンテ費） 等

＜公募スケジュール＞

調整中

【基金事業】

制作に長期間を要する作品等については基金にて支援。（期間：令和7年度公募開始～令和8年度予定）

➡日本芸術文化振興会が基金設置法人

【単年度事業】

単年度の補助（期間：令和7年度）

➡VIPOが補助金事務局

ロケ誘致（単年度事業）

◆ 海外映像制作者等による日本でのロケ撮影に係る制作費用を補助。
国内映像制作人材の育成や地域振興、ツーリズム増加等を目的として実施。

＜対象となる事業＞

- ・ 海外制作会社等が国内で実施する映像作品制作（ロケ撮影等）の事業であること

＜補助率・上限＞

- ・ 補助率 2 分の 1
- ・ 補助上限 1 0 億円

＜対象となる経費＞

- ・ 実写、アニメ、ゲーム等のプロダクション
 - ・ ポストプロダクションに関する費用
 - － 製作関係費（例：原作費、脚本費）
 - － 制作関係費（例：撮影費、ロケーション費、デザイン費、絵コンテ費） 等

＜公募スケジュール＞

- 第 1 回 2025年3月27日から4月10日（17時）
- 第 2 回 2025年5月19日から6月6日（17時）
- 第 3 回 2025年7月28日から8月22日（17時）
- 第 4 回 2025年9月29日から10月17日（17時）

L&P（単年度事業）

◆ 事業者がコンテンツの海外展開を行う際のローカライズやプロモーションに要する費用を補助。これまでは、相手国の文化に合わせて一部映像を差し替える「カルチャライズ」は対象経費外としていたが、今年度より補助対象経費とする。

＜対象となる事業＞

- ・ コンテンツが主体となって海外展開を行う事業であること

＜補助率・上限＞

- ・ 補助率 2 分の 1
- ・ 補助上限 2,000 万円
- ・ ※ジャパンパビリオン枠は補助上限 8,000 万円

＜公募スケジュール＞

2025 年 3 月 31 日より順次募集開始

＜対象となる経費＞

- ・ ローカライズに関する費用
- ・ 広報宣伝に関する費用
- ・ 出展・参加(ワラィ開催を含む)に関する費用
- ・ 会場・施工(ワラィ開催を含む)に関する費用
- ・ 海外渡航に関する費用
- ・ 事業運営に関する費用 等

デジタル化支援（単年度事業）

事業者がデジタル技術と組み合わせ、我が国発のIPやコンテンツを活用したビジネスモデルの高度化やマネタイズの多様化、コンテンツの新たな体験価値の提供に繋がる事業を補助。

＜対象となる事業＞

- 日本発IPやコンテンツの活用もしくはIPホルダ/クリエイターと連携し、ビジネスモデルの高度化等を行う事業であること

＜補助率・上限＞

- 補助率 2 分の 1
- 補助上限 1 億円

＜対象となる経費＞

- システム構築に係る費用
 - －社内人件費
 - －外注費
 - －クラウドサービス利用費
- 事業開発費
 - －社内人件費
 - －外注費
 - －IPライセンスフィー
- 広告宣伝費
- 専門家経費
- 報告書作成費用 等

＜公募スケジュール＞

- 第 1 回 2025年4月16日から5月15日（17時）
- 第 2 回 2025年6月 2 日から6月30日（17時）

コンテンツ流通構造改革支援（単年度事業）

コンテンツ制作における効率化やコンテンツ流通における構造改革・強化に資するシステムの開発や実証を行う事業を補助。

＜対象となる事業＞

- 以下のいずれかを満たす事業であること
 - ① コンテンツ制作における効率化に資するシステムの開発・実証等の取組
 - ② コンテンツ流通における構造改革・強化に資するシステムの開発・実証等の取組

＜補助率・上限＞

- 補助率 2 分の 1
- 補助上限 5,000 万円

＜対象となる経費＞

- システム構築費
 - －技術導入費
 - －社内人件費等
- 実証経費
 - －社内人件費
 - －専門家経費
 - －技術・設備導入費等
- 報告書作成費用 等

＜公募スケジュール＞

調整中
第1回はゴールデンウィーク明けを予定